

和泉市自転車等駐車場
指定管理者募集要項

令和7年8月

和泉市都市デザイン部都市政策室

和泉市自転車等駐車場指定管理者募集要項

目 次

はじめに	2 頁
1. 施設の概要	2 頁
2. 施設の利用状況	3 頁
3. 指定管理者による管理の基本方針	5 頁
4. 指定予定期間	5 頁
5. 指定管理者が行う業務	6 頁
6. 収入の区分	6 頁
7. 管理運営経費等	6 頁
8. 応募に関する事項	7 頁
9. 無効又は失格	8 頁
10. 募集要項の配付等	9 頁
11. 選定審査に関する事項	10 頁
12. 選定の最低基準点	10 頁
13. 協定の締結	10 頁
14. その他の留意事項	11 頁
15. 選定スケジュール	12 頁
参考資料 1	13 頁
参考資料 2	15 頁
参考資料 3	17 頁
様式類	18～39 頁

はじめに

指定管理者制度は、公の施設の管理を地方公共団体が指定する団体等に行わせる制度で、公の施設の管理方法の選択肢を広げ、住民サービスの向上、公民協働の促進及び管理コストの縮減等を図ることを目的としています。

和泉市自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）は、令和8年3月31日をもって、現指定管理者の指定期間が満了することから、地方自治法第244条の2第3項及び和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「駐輪場条例」という。）の規定に基づき、次期指定管理者として施設の設置目的をより効率的、効果的に達成し、市民サービスの向上に資することができる事業者を以下のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名称及び所在地

名 称	位 置
信太山駅前自転車等駐車場	和泉市池上町一丁目6番2号
北信太駅前仮設自転車等駐車場	和泉市太町17番地
和泉中央駅前南自転車等駐車場	和泉市いぶき野五丁目1番6号
和泉中央駅前北自転車等駐車場	和泉市いぶき野四丁目5番7号
和泉府中駅東自転車等駐車場	和泉市府中町一丁目18番19号
和泉府中駅西自転車等駐車場	和泉市肥子町一丁目1番18号

(2) 施設概要

参考資料1のとおり

(3) 施設規模の増減計画

施設の新設計画については、以下のとおり予定しています。

(令和7年8月現在)

時期	内容
令和8年 4月1日	名 称：(仮称) 北信太駅西自転車駐車場 位 置：和泉市葛の葉町二丁目72番9 施設規模：82.5 m ²

時期	内容
令和8年 10月1日	名 称： 信太山駅前自転車等駐車場 位 置： 和泉市太町17番地 信太山駅前自転車等駐車場の一部を、放置自転車等撤去保管所として使用するため、自転車約150台分、原動機付自転車約50台分の収容台数を縮小

※令和8年4月1日から駐輪場システム電磁ロック式を導入した(仮称)北信太駅西自転車駐車場の無人管理を予定しています。

(4) 現在の指定管理者 ミディ総合管理株式会社

(5) 現在の目的外使用スペースの概要

名 称	使用の目的
信太山駅前自転車等駐車場	飲料用自動販売機（１台）設置
和泉中央駅前北自転車等駐車場	飲料用自動販売機（１台）設置
和泉中央駅前南自転車等駐車場	レンタサイクル（３台）設置
北信太駅前仮設自転車等駐車場	シェアサイクルポート（３台）設置

２ 施設の利用状況

（１） 利用車種

名 称	利 用 車 種
信太山駅前自転車等駐車場	・ 自転車・ 原動機付自転車
北信太駅前仮設自転車等駐車場	・ 自転車・ 原動機付自転車
和泉中央駅前南自転車等駐車場	・ 自転車・ 原動機付自転車
和泉中央駅前北自転車等駐車場	・ 自転車・ 原動機付自転車・ 自動二輪車
和泉府中駅東自転車等駐車場	・ 自転車・ 原動機付自転車・ 自動二輪車
和泉府中駅西自転車等駐車場	・ 自転車・ 原動機付自転車

※ 原動機付自転車は排気量 50 cc 以下及び 125 cc 以下（最高出力 4.0KW 以下のものに限る）・
（電動の場合は 0.6KW 以下）とします。

※ （仮称）北信太駅西自転車駐車場の利用車種は、自転車のみを予定しています。

（２） 利用料金

利用車種	駐車場の構造		一時利用	定期利用			
			1日1回	一般		学生	
				1か月定期	3か月定期	1か月定期	3か月定期
自転車	立体	1・2階	120円	2,500円	7,000円	2,000円	5,600円
		3階		1,500円	4,000円	1,200円	3,200円
		4階		1,200円	3,000円	1,000円	2,400円
	平面			2,000円	5,500円	1,600円	4,400円
原動機付自転車	立体	1階	250円	4,500円	13,000円	4,500円	13,000円
	平面				3,500円	10,000円	3,500円
自動二輪車	立体	1階	300円	5,400円	15,700円	5,400円	15,700円

※「学生」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに類する施設に在籍する者を、「一般」とは、「学生」以外の者をいう。

※市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。

（３） 休業日及び利用時間

◎休業日：12 月 31 日から翌年 1 月 3 日まで

◎利用時間

名 称	利 用 時 間
信太山駅前自転車等駐車場	午前4時30分から翌午前0時45分
北信太駅前仮設自転車等駐車場	午前0時から午後12時(24時間)
和泉中央駅前南自転車等駐車場	午前4時30分から翌午前1時15分
和泉中央駅前北自転車等駐車場	午前4時30分から翌午前1時15分
和泉府中駅東自転車等駐車場	午前4時30分から翌午前0時45分
和泉府中駅西自転車等駐車場	午前4時30分から翌午前0時45分

※市長の承認を得て、休業日及び開業日・利用時間を変更することができます。

※(仮称)北信太駅西自転車駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時(24時間)を予定しています。

(4) 収容台数(台)

名 称	収容台数			
	自転車	原 付	自動二輪	合 計
信太山駅前自転車等駐車場	400 台	100 台	0 台	500 台
北信太駅前仮設自転車等駐車場	130 台	20 台	0 台	150 台
和泉中央駅前南自転車等駐車場	836 台	311 台	0 台	1,147 台
和泉中央駅前北自転車等駐車場	941 台	206 台	45 台	1,192 台
和泉府中駅東自転車等駐車場	1,271 台	199 台	39 台	1,509 台
和泉府中駅西自転車等駐車場	343 台	39 台	0 台	382 台

※令和8年10月1日より信太山駅前自転車等駐車場の一部を、放置自転車等撤去保管所として使用するため、自転車約150台分、原動機付自転車約50台分の収容台数を縮小します。

※(仮称)北信太駅西自転車駐車場の収容台数は、自転車41台を予定しています。

※令和8年3月末をもって、下記駐輪場における観光レンタルサイクル事業を終了する予定であり、当該空き区画を定期利用又はユニバーサルエリア等への転用を予定しています。

●和泉中央駅前北自転車等駐車場 ●和泉府中駅東自転車等駐車場 ●信太山駅前自転車等駐車場
(いずれも自転車10台程度)ただし、信太山駅前自転車等駐車場に関しては除外する。

(5) 令和6年度 実績

1日平均利用状況(台)

名 称	利用車種	定期利用	一時利用	合 計
信太山駅前自転車等駐車場	自 転 車	222	47	269
	原 付	18	13	31
	合 計	240	60	300
北信太駅前仮設自転車等駐車場	自 転 車	83		83
	原 付	10		10
	合 計	93		93
和泉中央駅前南自転車等駐車場	自 転 車	704	41	745
	原 付	43	7	50
	合 計	747	48	795
和泉中央駅前北自転車等駐車場	自 転 車	555	40	595

	原 付	149	14	163
	自動二輪	37	5	42
	合 計	741	59	800
和泉府中駅東自転車等駐車場	自 転 車	1,170	197	1,367
	原 付	144	45	189
	自動二輪	26	10	36
	合 計	1,340	252	1,592
和泉府中駅西自転車等駐車場	自 転 車	261	116	377
	原 付	22	22	44
	合 計	283	138	421
総計	自 転 車	2,995	441	3,436
	原 付	386	101	487
	自動二輪	63	15	78
	合 計	3,444	557	4,001

(6) 定期利用待機台数

名 称	定期利用待機台数			
	自転車	原 付	自動二輪	合 計
信太山駅前自転車等駐車場	0 台	0 台		0 台
北信太駅前仮設自転車等駐車場	0 台	0 台		0 台
和泉中央駅前南自転車等駐車場	0 台	0 台		0 台
和泉中央駅前北自転車等駐車場	0 台	0 台	4 台	4 台
和泉府中駅東自転車等駐車場	145 台	7 台	0 台	152 台
和泉府中駅西自転車等駐車場	489 台	37 台		526 台

令和7年5月末時点

3 指定管理者による管理の基本方針

指定管理者は、以下の事項に十分留意して当該施設の管理運営を行うものとします。

- (1) 道路交通の安全と円滑化を図り、自転車等を利用する市民の利便に供するため設置された公の施設としての役割を十分に認識し、駐輪場の利用サービスの提供に当たっては公平な取扱いをすること。
- (2) 駐輪場の設置目的を最大限に実現することを目指して、安全性を確保し適切な管理運営に努めること。
- (3) 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう、創意工夫の上、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費削減に努めて効率的な管理運営を行うこと。

4 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、期間の中途においても指定を取り消すことがあります。また、指定期間の開始日は、諸条件により変更する場合があります。

※ 指定期間は、和泉市議会の議決を経て確定します。

5 指定管理者が行う業務

指定管理者は、駐輪場条例の規定に基づき、主として以下の業務を行います。

- (1) 管理業務の実施状況及び施設利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況

上記のほか、当指定管理業務とは別に、別途、自転車等放置防止対策業務の委託を予定しています。
業務の詳細については、別冊「自転車等放置防止対策業務仕様書（案）」をご参照ください。

6 収入の区分

(1) 利用料金

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に基づく利用料金制を採用することから、駐輪場条例第11条第2項に基づき利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入となります。

ただし、利用料金の回収リスクについても指定管理者が負うこととなります。

※ 利用料金の収納時点と施設の利用時点で指定管理者が異なる場合、前受けした利用料金は、収納した時点の指定管理者の預り金とし、新たな指定管理者に引き継ぎます。

定期券の解約に伴う払戻しが発生した場合は、払戻しの必要が発生した時点の指定管理者が定期券記載利用期間の経過日数にて計算し、当該預り金により対応するものとします。

計算式 $[\text{解約払戻金} = \text{定期料金} - (\text{経過日数} \times \text{一時料金})]$

※ 利用料金の設定等に当たっての注意事項

①定期利用

定期利用は、月の初日から末日までの1ヶ月を単位とし、定期券は1ヶ月定期又は3ヶ月定期とします。また、学割制度及び障がい者の減額制度を導入しています。

②利用料金の還付

駐輪場条例施行規則第9条の規定に基づき、定期利用料金還付申請書によってその利用料金の全部又は一部を還付してください。

(2) 自主事業収入

指定管理者が企画・実施することにより得た各種事業収入は、指定管理者の収入として受け取ることができます。ただし、駐輪場施設を利用して自主事業を行う際において、行政財産の目的外使用にあたる場合は、市から許可を得た上で、使用料を負担するものとします。

指定管理者は自主事業の収益を得た場合は、応募時に提案する自主事業納付金を市が指定する方法により納付してください。なお、提案内容は選定審査の対象項目となります。

7 管理運営経費等

(1) 管理運営経費

駐輪場の管理運営にかかる一切の経費については、上記収入をもって賄うこととします。

(2) 市への納付金

指定管理者は、施設使用料として次に示す方法で算出された金額を市に支払うものとします。

$$A = \{(B - (C + D))\} \times \text{納付率}$$

A：施設使用料 B：駐輪場利用料金収入

C：消費税（指定管理者が納付すべき概算額、ただし自主事業分は除く）

D：管理運営経費

※ 納付率は、80%を下限として指定管理者が提案した率とします。

※ 施設使用料の算定において、B、C及びDは実績報告値を採用します。

※ 市へ納付する際にかかる金融機関等への手数料については、指定管理者の負担となります。

※ 市への納付金は、毎年度4月1日から翌年3月末日の1年分を市からの請求書を受領した日より30日以内に市に納付することとします。

（3）令和5年度・令和6年度収支状況

参考資料2のとおり

8 応募に関する事項

（1）応募資格要件

- ①法人その他の団体、若しくは複数の団体により構成されたグループ事業体（以下「グループ」という。）であって、個人での応募はできません。
- ②グループで応募する場合、必ず代表企業・団体を定め、協定の締結に当たってはグループの構成員すべてを協定締結者とし、選定後の協議は代表企業・団体と行いますが、協定に関する責任は、グループの構成員すべてが負うものとします。
- ③応募者は、大阪府内に事業所を置く団体又はグループに限ります。

（2）欠格事項

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
- ②応募書類提出時に和泉市から指名停止措置を受けている団体
- ③最近1年間、市税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している団体
- ④会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている団体、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている団体
- ⑤地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない団体
- ⑥指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定（議会議員等の兼業禁止）に抵触する団体
- ⑦次の各号に該当するものが、役員となっている団体
 - ア 破産者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - オ 団体、団体の役員又は従業員（以下「団体関係者」という。）が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であり、又は

団体関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図り、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与している団体

※ グループでの応募の場合は、すべての構成団体が欠格事項に該当しないことを要します。

(3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した団体等は、グループ応募の構成員にはなれません。
- ② グループを構成する団体等は、同時に他のグループの構成員にはなれません。

(4) 提出書類

- ①和泉市公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）
 - ②グループ事業体協定書兼委任状（グループで応募の場合）（様式第2号）
 - ③団体の概要（様式第3号）
 - ④指定申請に関する誓約書（様式第4号）
 - ⑤事業計画書（指定管理提案書類各種）（様式第5号から様式第20号）
 - ⑥定款、寄附行為又はこれに準ずる書類。なお、当該施設の指定管理業務が団体の業務範囲に含まれておらず、定款変更等が必要と認められる場合は、変更予定を記載した誓約書を添付すること。
 - ⑦法人登記事項証明書（全部事項）（その他の団体にあつては、これに準ずる書類）
 - ⑧役員名簿
 - ⑨外部向けのパンフレット等、法人等の設立趣旨、組織及び運営に関する事項の概要がわかる書類
 - ⑩申請書を提出する日の属する事業年度に関する団体の事業計画書、収支予算書
 - ⑪最近3か年分の団体の事業報告書、キャッシュフロー計算書（収支決算書）、貸借対照表、損益計算書
 - ⑫国税、市税の納税を証明する下記の書類
 - ア 法人税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書
 - イ 市税に未納がないことの証明書（全税目の納税証明書）（ただし、指定申請の日の属する年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録）
 - ⑬参加表明書（様式第21号）
 - ⑭指定管理者申請に係る質疑書（様式第22号）
 - ⑮自転車等放置防止対策業務委託見積書（令和8年度、令和9年度）参考見積書（任意様式）
- ※ ①～⑤及び⑬・⑭については、市の指定する様式を使用することとします。
- ※ グループで応募の場合は、⑥～⑫の書類について構成団体分も提出してください。

(5) 書類提出部数

- 応募書類（①～⑫）は、原本1部、写し9部を提出してください。
- ※ 申請書類は1セット毎にファイル等に綴じ、タブ（①～⑫）を付けることとします。
- ※ 押印が必要な書類、各種証明書類以外の書類は、両面印刷を可とします。

9 無効又は失格

以下のいずれかに該当する場合は、応募が無効又は失格となることがあります。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- (2) 記載漏れ及び誤記載など記載事項に不備があった場合
- (3) 虚偽の内容が記載された場合
- (4) 申請に際して不正行為があった場合

- (5) 応募資格要件を満たさず、又は欠格事項に該当する場合
- (6) その他、選定委員会で協議の結果、審査に当たり不相当と認められた場合

10 募集要項の配布等

(1) 募集要項等の配布方法・配布期間

配布方法：募集要領、提出書類等は、市のホームページからダウンロードしてください。

(和泉市ホームページアドレス：<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>)

〔問い合わせ〕和泉市 都市デザイン部 都市政策室交通担当

TEL：(0725) 99-8145 (直通)・(0725) 41-1551 (代表)

E-mail：churin@city.osaka-izumi.lg.jp

配布期間：令和7年8月7日（木）から令和7年8月18日（月）まで

(2) 参加表明書の提出と現場見学会

①参加表明書の提出（様式第21号）

日 時：令和7年8月20日（水）正午まで（必着）

提出先：必要事項を記入の上、和泉市役所都市政策室交通担当へ直接又は郵送（簡易書留又は一般書留）で提出願います。郵送の場合は提出期間内必着とします。

※参加表明書を提出した団体のみ、現場見学会・質問受付・応募申請の資格を有するものとします。

※参加表明書を提出したあとに辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

②現場見学会（利用者の妨げとならない範囲での見学となります）

日 時：令和7年8月25日（月）・26日（火）

※時間については、見学を参加表明書で希望した団体に別途お知らせします。

※参加人数は、各団体2名までとし、参加に係る交通費等は参加者負担とします。

※現地見学会への参加は必須ではありませんが、申請予定者はできる限り参加してください。

※現地見学会において、質問は受け付けません。質問がある場合は、下記（3）に記載の手続きにより受け付けます。

(3) 募集に関する質問の受付

受付期間：令和7年8月27日（水）午前9時から令和7年8月29日（金）午後5時まで

受付方法：質疑書（様式第22号）に記入のうえ、和泉市役所都市政策室交通担当へ電子メールにより提出願います。

※質問がない場合もその旨、電子メールにて回答すること。

送付先アドレス	churin@city.osaka-izumi.lg.jp
---------	--

回答方法：令和7年9月9日（火）午後5時までに、参加表明書提出団体全員に電子メールにより回答します。（質問者名は表示しません。）

(4) 申請書類提出期間及び提出方法等

提出期間：令和7年9月10日（水）から令和7年9月17日（水）まで

（土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで）

※上記以外の日時での申請書類の提出は受け付けません。

提出先：〒594-8501 和泉市役所 都市デザイン部 都市政策室交通担当

提出方法：上記提出先へ直接持参又は郵送（簡易書留又は一般書留）で提出してください。FAX、電子メール等による提出は受け付けません。郵送の場合は受付期間内必着とします。

※ 提出期限を過ぎますと失格となります。

1.1 選定審査に関する事項

(1) 選定審査の方法

指定管理者の選定は、市長が設置する指定管理者選定委員会が主体となり、次項の選定基準に基づき行います。選定についての判断は、応募団体から提出された事業計画書等の提出書類を審査の上、『優先交渉権者』及び『次点交渉権者』を決定します。審査においては、提案内容のプレゼンテーションを含むヒアリングも参考にします。

(2) 選定審査の日程

①申込者ヒアリング 令和7年10月上旬～中旬（詳細は別途通知します）

※ 出席者は、団体の代表者（又はそれに準ずる者）及び施設の管理責任者等3名までの出席とします。

②指定管理者の内定通知

令和7年11月上旬。選定結果については、応募団体の得点のほか、次の内容を全応募団体に書面で通知します。

(ア) 『優先交渉権者』及び『次点交渉権者』の名称及び得点

(イ) 全応募者の名称（辞退者・失格者を含む。申込順）

(ウ) 全応募者の得点（評価項目の細目ごと・得点順）

(エ) 優先交渉権者の選定理由（講評ポイント）

※名称と得点の対応関係及び応募者が3者以下の場合における通知内容は、1.4(2)①の公表内容と同様です。

③指定管理者の指定

令和7年12月下旬（和泉市議会の議決後）

(3) 選定審査基準

指定管理者の選定審査における評価項目は、参考資料3に示すとおりとします。

1.2 選定の最低基準点

指定管理者の候補者として選定されるための最低基準点は、総得点の6割とします。

審査の結果、応募団体の得点が最低基準点に達しない場合は、候補者に選定しないものとし、最低基準点に達する団体がない場合は、原則として候補者の再公募を行います。

なお、応募団体が1団体の場合であっても、上記のとおり取り扱うものとします。

最高得点を獲得した団体が複数となった場合は、選定委員の投票により選定します。

1.3 協定の締結

- (1) 指定管理者選定委員会の選定結果をもとに、市は優先交渉権者と協議を行い、合意に至った場合は、仮協定を締結します。なお、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、市は、次点交渉権者と協議を行うものとします。

- (2) 仮協定の締結後、市議会の議決を経て優先交渉権者を指定管理者として指定した場合は、指定管理者は市との間で、指定期間全体に係る「基本協定」を締結するものとします。なお、応募段階での事業計画書において提案された事項については、協定を締結する際にその採用可否も含めて協議するものとします。
- (3) 「基本協定」のほか、年度ごとに定める必要のある事項は「年度協定」により定めるものとします。

1.4 その他の留意事項

(1) 関係職員等への接触の禁止

応募団体は、指定管理者選定委員会委員及び本件業務に従事する市職員に対して、当該選定に関して自己に有利になることを目的とした接触その他の働きかけを禁止するものとします。なお、当該接触等の事実があった場合には失格とします。

(2) 選定審査等に係る留意事項

①選定結果について

以下の内容を市ホームページにおいて公表します。

- (ア)『優先交渉権者』及び『次点交渉権者』の名称及び得点
- (イ) 全応募者の名称（辞退者・失格者を含む。申込順）
- (ウ) 全応募者の点数（評価項目の細目ごと・得点順）
- (エ) 優先交渉権者の選定理由（講評ポイント）
- (オ) 選定委員会委員の氏名、職名、選任理由等

なお、(イ)と(ウ)の対応関係を明らかにしないこととし、(イ)は申込順、(ウ)は得点順とします。

応募者が2者の場合は、優先交渉権者の得点は公表しますが、残り1者の得点は公表しません。また、応募者が3者の場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者の得点は公表しますが、残り1者は公表しません。

②選定結果についての異議は、一切申し立てすることができないものとします。

(3) 応募書類に関する留意事項

- ①応募書類に虚偽又は不正の記載があった場合は失格とします。
- ②応募書類の提出後は、内容を変更すること及び追加することは認められません。ただし、審査の公正を期するために市が認めた場合はこの限りではありません。
- ③応募書類の内容について疑義がある場合は、選定委員会開催までの間において、応募者に対し確認を行うことがあります。その場合、応募者は市の求めに応じ追加書類を提出するなど、対応を行うものとします。
- ④応募書類提出後に辞退する場合は、書面にて辞退届（様式任意）を提出すること。なお『優先交渉権者』又は『次点交渉権者』に選定され、通知を受けた後の指定辞退については市に生じた損害の賠償を求めることがあります。
- ⑤応募書類は、返却しないこととします。（ただし、応募の辞退があった場合は、原本のみ返却可）
- ⑥応募書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、指定管理者に選定された申請団体の応募書類については、市長が当該施設の管理内容の公表その他必要と認める場合において、その一部又は全部を無償で使用できるものとします。
- ⑦応募書類に対して、情報公開の請求があった場合においては第三者に公開することがあります。公開により、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分に関しては、あらかじめ

じめその旨を特に明記することとします。

(4) 協定締結交渉過程における業務計画の見直し等について

優先交渉権者と協定を締結するまでの間で特に必要と認められる場合に限り、優先交渉権者からの独自提案のうち、市の事業と重複または職員で対応可能な部分、実現が困難な部分、費用対効果の観点から不要または過剰と思われる部分等について、優先交渉権者と業務計画の見直し及び施設使用料の協議を行うものとします。

(5) 業務引継ぎについて

①指定管理者は、指定期間開始とともに円滑に業務を開始するため、指定期間開始前に、現指定管理者及び市から引継ぎを受けること。なお、当該引継ぎに係る費用は指定管理者の負担とします。

②指定管理者は、指定期間の終了又は指定取消しによって、次期指定管理者又は市に業務を引継ぐ場合には、当該施設の管理に支障を及ぼすことのないよう、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要書類及びデータを整備することとします。

(6) 申請等に係る経費

申請等に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(7) 利用料金の見直し

指定期間中に受益者負担の適正化に向けた利用料金の見直しや料金区分等の新設により、利用料金の改定が必要な場合、条例改正を行う可能性があります。

条例改正を行う場合は、別途協議することとします。

(8) 会議録の作成

指定管理者は、指定管理者が行う業務をはじめ、業務引継ぎや打合せ等の内容については会議終了後速やかに作成し、市と指定管理者の間で相互確認を行うものとします。

1.5 選定スケジュール (案)

内 容	期 間
募集要項・仕様書のダウンロード	令和7年8月7日～18日
参加表明書の提出期限	令和7年8月20日
現場見学会	令和7年8月25日～26日
質問の受付	令和7年8月27日～29日
質問に対する回答	令和7年9月9日
申請書類提出期間	令和7年9月10日～17日
選定委員会（申込者ヒアリング）	令和7年10月上旬～中旬
選定結果の通知（内定通知）及び 優先交渉権者とのヒアリング	選定委員会後、一週間を目処に実施
仮協定の締結	令和7年11月中旬
議会の議決	令和7年12月中旬
基本協定の締結・指定通知の交付	議会議決後
令和8年度協定の締結	令和8年4月1日

参考資料 1

施設概要

		信太山駅前	北信太駅前仮設	和泉中央駅前南
所在地		和泉市池上町一丁目 6 番 2 号	和泉市太町 1 7 番地	和泉市いぶき野五丁目 1 番 6 号
建築面積 (㎡)		5 5 0 . 0 3 ㎡	9 6 . 7 0 ㎡	1 , 6 8 1 . 2 7 ㎡
延床面積 (㎡)		9 7 1 . 3 6 ㎡	1 9 3 . 1 8 ㎡	2 , 4 4 5 . 3 9 ㎡
台 車	自 転 車	4 0 0 台	1 3 0 台	8 3 6 台
	原 付	1 0 0 台	2 0 台	3 1 1 台
	自動 2 輪	—	—	—
	合 計	5 0 0 台	1 5 0 台	1 , 1 4 7 台
構 造		鉄骨造 3 階建	鉄骨造 平面建	鉄骨造 2 階建
開 設		平成 1 3 年 1 2 月	令和 4 年 4 月	平成 2 2 年 4 月
管理設備他		・自転車・原付共：平面自走式 ・スロープ階段 ・自動ゲート、発券機あり ・1F:原付 ・2F:自転車 ・3F:自転車	・自転車・原付共：平面自走式 ・1F:原付 自転車	・自転車：前輪ラック (547 台) ・自転車：平面自走式有 ・原付：平面自走式 ・運搬補助ベルトコンベア 2 基 ・1F:原付、 自転車 (ユニバーサル対応) ・2F:自転車

		和泉中央駅前北	和泉府中駅東	和泉府中駅西
所在地		和泉市いぶき野四丁目 5 番 7 号	和泉市府中町一丁目 18 番 19 号	和泉市肥子町一丁目 1 番 18 号
建築面積 (㎡)		1, 878.25 ㎡	1, 613.79 ㎡	311.57 ㎡
延床面積 (㎡)		2, 322.66 ㎡	3, 288.22 ㎡	620.32 ㎡
駐 車 台 数	自 転 車	941 台	1, 271 台	343 台
	原 付	206 台	199 台	39 台
	自動 2 輪	45 台	39 台	—
	合 計	1, 192 台	1, 509 台	382 台
構 造		鉄骨造 2 階建	鉄骨造 3 階建	鉄骨造 4 階建
開 設		平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 25 年 4 月
管理設備他		・自転車：前輪ラック (941 台) ・自転車：平面自走式有 ・自動 2 輪、原付：平面自走式 ・運搬補助ベルトコンベア 2 基 ・1F: 自動 2 輪、原付、 自転車 (ユニバーサル対応) ・2F: 自転車	・自転車：前輪ラック (1130 台) ・自転車：平面自走式有 ・自動 2 輪、原付：平面自走式 ・運搬補助ベルトコンベア 4 基 ・1F: 自動 2 輪、原付、 自転車 (ユニバーサル対応) ・2F: 自転車 ・3F: 自転車	・自転車：前輪ラック (288 台) ・自転車：平面自走式有 ・原付：平面自走式 ・運搬補助ベルトコンベア 3 基 ・1F: 原付、 自転車 (ユニバーサル対応) ・2F: 自転車 ・3F: 自転車 ・4F: 自転車 ※1F: 屋外 (敷地内) に平面屋根無し の駐輪スペースとして利用 ※4F: 屋上を駐輪スペースとして利用

参考資料 2

令和 5 年度・令和 6 年度収支状況

I 収入の部

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	備 考
1 指定管理料	0 円	0 円	
2 利用料金収入	119,257,470 円	117,789,487 円	
一時利用	30,483,850 円	30,076,360 円	
定期利用	88,773,620 円	87,713,127 円	
3 自主事業収入	57,570 円	51,260 円	
自販機収入等	17,970 円	21,260 円	防犯グッズを含む
レンタサイクル	39,600 円	30,000 円	
4 その他収入	0 円	0 円	
受取利息	0 円	0 円	
収入合計 (A)	119,315,040 円	117,840,747 円	

II 支出の部

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	備 考
1 管理運営費支出	102,821,153 円	106,172,261 円	
賃金・給料	2,245,048 円	2,224,284 円	職員給料等
委託費	69,834,286 円	73,061,134 円	シルバー人材センター委託費
賃金	6,398,742 円	5,765,573 円	施設班長賃金
福利厚生費	265,021 円	397,102 円	法定福利費、社会保険料（統括班長、施設班長）、管理員制服
旅費交通費	724,950 円	675,590 円	普通旅費等
通信運搬費	400,905 円	381,975 円	通話・通信料等
保険料	310,560 円	323,928 円	賠償責任保険等
水道光熱費	3,646,832 円	4,037,880 円	水道代・電気代
備品費	792,699 円	194,954 円	
消耗品費	592,565 円	500,528 円	館内消耗品、事務用品等
印刷製本費	1,109,256 円	855,998 円	定期券、一時利用券等印刷費等
修繕費	1,247,983 円	2,043,503 円	小規模修繕
業務委託費	4,986,157 円	5,003,757 円	清掃、警備等
使用料	303,600 円	303,600 円	機器リース料等
雑費	615,171 円	750,431 円	
一般管理費	9,347,378 円	9,652,024 円	
2 自主事業費支出	70,929 円	60,104 円	
自販機設置経費等	56,429 円	56,904 円	行政財産使用料等

雑費	14,500 円	3,200 円	
3 その他支出	27,618,343 円	26,269,084 円	
施設使用料	27,146,250 円	26,206,700 円	市への納付金（納付率 95%）
租税公課	472,093 円	62,384 円	消費税及び地方消費税
支出合計（B）	130,510,425 円	132,501,449 円	

収支差引（A－B）	▲11,195,385 円	▲14,660,702 円	指定管理者による負担
-----------	---------------	---------------	------------

参考資料 3

選定基準	評価項目	様式等	配点	
(1) 施設管理に関する基本的な考え方	公共性・公平性の考え方（社会的弱者への配慮を含む）	様式第5号	3	10
	利用者に対する理念・基本方針	様式第6号	3	
	施設の維持管理計画（職員体制を含む）	様式第7号	4	
(2) 公の施設の効用を最大限に発揮するための提案	施設利用の促進に向けた方策 〔施設の稼働率・集客力向上のための具体的な取組 利用促進のための広報活動〕	様式第8号	10	30
	市民サービスの向上 〔利用者の利便性の向上に向けた取組 休業日や時間延長の考え方〕	様式第9号	10	
	自主事業の考え方 〔自主事業の方針、計画 収支計画、利用料の考え方〕	様式第10号	6	
	利用者の意見を反映するための方策	様式第11号	4	
(3) 経費及び納付金	管理運営収支計画	様式第12号	25	30
	その他特記事項（経費縮減に向けた取組）	様式第13号	5	
(4) 団体の実績、管理能力、施設管理体制	団体の構成・経営状況（資本金・グループ企業・役員等）	様式第3号 提出資料	4	20
	応募者の管理実績	様式第14号	6	
	職員研修、労働関係法令の遵守	様式第15号	2	
	安全対策、緊急時対策	様式第16号	4	
	情報公開、個人情報保護の体制	様式第17号	2	
	環境対策（環境への配慮）	様式第18号	2	
(5) 地域性	地域貢献に対する考え方	様式第19号	5	10
	地元企業の活用、地域雇用の創出（市内雇用）	様式第20号	5	
合計			100	100